

落とし物を拾った方へ

拾得者



路上で拾得した
場合

施設内で
拾得した場合

警察署、交番等に提出
(7日以内に提出しないと拾得者の
権利がなくなります。)

施設の管理者に提出
(24時間以内に提出しないと拾
得者の権利がなくなります。)

警察



拾得物件
預り書

「拾得物件預り書」は、
警察で物件を受領した際
に、拾得者に交付されま
す。
物件の所有権を取得した
後で、当該物件を受け取
る時に必要となるので大
切に保管してください。

拾得者の権利

① 遺失者に報労金を請求する権利

遺失者が判明した場合、物件の価値の5%~20%の報労金を遺失者に請求できます(施設内での拾得の場合、2.5%~10%)。

② 3か月以内に遺失者が判明しない場合、物件を受け取る権利

3か月以内に遺失者が判明せず、物件の受取を希望する場合、拾得物件預り書に記載の引取り期間(2か月間)以内に、警察署に受取に来てください。(警察において保管に要した費用を負担していただく場合があります。)

送付による受取を希望する場合、「物件送付依頼書」及び「受領書」をあらかじめ作成し、送料(全て自己負担)とともに警察署に提出してください。

※法令により所持が禁止されている物、クレジットカードや携帯電話等個人の情報が記載されている物件の所有権を取得することはできません。

③ 物件の提出、保管に要した費用を請求する権利

遺失者に物件の提出、保管に要した費用を請求できます。

・上記の権利のいずれかを選択して主張すること又は全ての権利を放棄することができます。

・①及び③の場合、遺失者に拾得者の名前と住所を教えます。
・報労金、費用について、警察は関与しないので、遺失者と話し合ってください。

・①及び③は、遺失者に物件が返還されて1か月経過すると請求できなくなります。

施設の管理者
が警察に提出

警察から返還の連絡
がなく、3か経過

拾得者が
所有権を
取得

遺失者が
判明しない場合

遺失者に
返還

遺失者が
判明した場合

遺失者に物件を返還した場
合は、警察からその旨を拾
得者に連絡します。

警察で物件を3か月保
管し、遺失者を探すた
めに公告や関係機関等
への照会調査等を行
います。
※傘、衣類等は、公告
の日から2週間以内に
遺失者が判明しない場
合、売却又は処分され
る場合があります。

【落とし物を拾った場合について】

- 1 落とし物を拾った方（拾得者）は、速やかにその物を落とした人（遺失者）に返すか、又は警察に届け出てください。届出はどこもかまいません。
- 2 駅、デパート、遊園地、ホテル、病院、ビル等の施設の中や、電車、バス、タクシー等の乗り物の中のように管理者のいる場所で拾った場合には、速やかに駅係員、従業員、店員等に届け出てください。

なお、管理者のいる場所で拾った場合には、拾ってから24時間以内に管理者に届出をしない場合は、拾得者としての権利がなくなります。

- 3 警察で落とし物を受理した場合、届け出た拾得者には、拾った日時・場所、落とし物の特徴、遺失者に返還できなかった場合に落とし物を受け取ることのできる期間などが記載された「拾得物件預り書」をお渡しします。

落とし物の所有権を取得した後で、当該落とし物を受け取る時に必要となるので、大切に保管してください。

【落とし物が警察に届けられた後の流れ】

- 1 警察に届けられた落とし物は、警察署において、遺失者を探すために公告や照会調査を行うとともに、届けられた日から3か月間、警察署で保管します。
ただし、傘、衣類、ハンカチ、マフラー、ネクタイ、ベルト、その他の衣類と共に身につける繊維製品又は皮革製品、履物、自転車、動物については、公告の日から2週間以内にその遺失者が判明しないときは、売却又は処分されることがあります。
- 2 遺失者が判明したときは、警察からその人に連絡をして返還します。遺失者に返還したときには、拾得者が権利を放棄していない場合は、拾得者に対してその旨を連絡します。
- 3 遺失者が落とし物の所有権を放棄した場合、拾得者がその落とし物を受け取ることができます。
- 4 遺失者が判明しない場合には、警察に届けられた日から3か月の保管期間が経過した後の2か月間、拾得者がその落とし物を受け取ることができます。
- 5 拾得者にも引き取られなかった落とし物は、所有権が都道府県に帰属し、売却又は廃棄されます。

【拾得者の権利について】

- 1 落とし物を届け出ることにより、拾得者として次の権利が生じます。
ただし、落とし物を拾った日から7日以内（管理者のいる場所で拾った場合は24時間以内）に警察署等に提出しないと、それぞれの権利はなくなります。
 - ① 遺失者に報労金（物件の価値・価格の5%～20%）を請求する権利
遺失者が判明した場合、落とし物の価値の5%から20%の間で遺失者からお礼を受けることができます。ただし、駅、デパート等の施設で拾われた場合、お礼については管理者と折半となるので、物件の価格の2.5%～10%となります。
 - ② 3か月以内に遺失者が判明しなかった場合に、落とし物を受け取る権利
3か経っても遺失者が見つからなかった場合、落とし物を自分のものとして引き取ることができます。

警察から、遺失者に返還する旨の連絡がなかった場合は、拾得者が落とし物の所有権を取得しているため、拾得物件預り書に記載の物件引取り期間内に、警察署に連絡をした上で、受け取りに来てください。

引取り期間は2か月で、それを過ぎると落とし物の所有権は都道府県に帰属することとなります。

(ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物、クレジットカードや身分証明書、携帯電話機等の個人の情報が記録等されている物件の所有権を取得することはできません。)

③ 落とし物の提出、保管に要した費用を請求する権利

落とし物の返還を受けた遺失者に対して、落とし物を提出する際に要した費用(運搬費等)及び保管する際に要した費用(動物の治療費や餌代等)を請求することができます。また、拾得者が落とし物の所有権を取得した場合には、警察において保管する際に要した費用を負担する必要がある場合があります。

2 拾得者が所有権を取得した物件を、警察署に受け取りに行くことが困難な場合、警察署から送付することは可能です。この場合、送付に係る送料は全て自己負担となります。

送付による受取りを希望する場合は、送付先、送付方法等を記載した物件送付依頼書及び落とし物の受領書を予め作成し、送付に必要な送料とともに、警察署に提出してください。送料については、日本国通貨(円)での取扱いのみとなります。

3 ①から③の権利については、いずれかを選択して主張すること又は一切の権利放棄することもできます。

4 ①の報労金及び③の費用を請求する権利を行使する場合には、遺失者に拾得者の名前と連絡先を教えることとなります。

5 報労金及び費用について、警察は関与しないので、遺失者と話し合ってください。

6 報労金及び費用等を請求する権利は、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができなくなります。

7 海外に居住の場合で、落とし物の所有権を主張する際には、帰国後であっても警察署から連絡の取れる電話番号やメールアドレス等を教えてください。帰国後に郵送での送付を希望する場合も、送付に係る送料は全て自己負担となります。

送付先、送付方法等を記載した物件送付依頼書及び落とし物の受領書を予め作成し、送付に必要な送料とともに、警察署に提出してください。

送料については、日本国通貨(円)での取扱いのみとなります。